

別表一(三)次葉

「40」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 平成26年10月1日以後に開始した事業年度用

別表一(三)次葉 平二十七・四・一以後終了事業年度等分(平二十六・十・一以後開始事業年度等用)

		事業年度等	法人名
法人税額の計算			
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額		40	000
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)		41	000
所得金額 (40) + (41)		42	000
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額 (30)		46	000
この申告の法人税額の還付			
この申告により又は減少する (13) - (50) 若し (51) - (25)			
この申告前の欠損金又は災害損失金の当期控除額		53	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		54	

「40」欄

特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第4号」

② 「区分番号」欄:「00383」

③ 「適用額」欄:「40」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

「42」欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の2第1項」

② 「区分番号」欄:「00395」

③ 「適用額」欄:「42」欄の金額(円単位)

(注) 別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。